集落全体で防ごう! 農林産物の鳥獣被害



~ 有害鳥獣被害でお困りの方へ ~

- ・集落が全体的にイノシシやシカの被害にあって困っている。
- ・被害を防ぎたいが、どのような取り組みをすればよいかわからない。
- ・電気柵を設置しているけれど、期待したような効果がない。設置の仕 方に問題があるのか?

このような悩みやお困りの点がありましたら、林業水産課または最寄りの総合支所地域産業建設課にご相談ください。



イノシシの倒伏被害

有害鳥獣対策や林業関係事業の要望相談を行います

市では、有害鳥獣被害防止対策や林業関係事業に関する要望や相談を受け付けています。受け付けた相談は平成25年度林業関係事業計画の参考資料とさせていただきます。なお、要望・相談内容が補助事業の対象とならないなど、要望に沿えない場合があることをご了承ください。

農林作物の被害を防止するために電気柵、防護柵(シカネット)や金網柵を設置する場合、一定の要件を満たすことで、資材費に対する補助を受けることができます。ただし、資材購入後の要望の申し込みは補助対象外ですのでご注意ください。

電気柵:補助率は購入経費の2/3で、設置延長が500m以上のものが対象です。ただし、補助金額は42,000円が上限です。

防護柵:補助率は購入経費の2/3で、設置延長が100m以上のものが対象です。

金網柵:補助率は購入経費の4/5で、受益世帯3戸以上が共同で設置する場合が対象です。ただし、樹園地等で共同設置が困難な個人の場合でも補助対象となる場合があります。補助率は購入経費の4/5で、設置延長が200m以上のものが対象です。

次のような事業をお考えの場合、補助を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

■乾しいたけ生産に関する事業

- ○しいたけ原木の搬出や伐採等に関して、簡易作業路を開設する場合
- ○乾しいたけの生産向上に向けた生産施設整備をする場合(散水施設、人工ほだ場、ハウス等)
- ○乾しいたけ生産に新規参入し(5年未満)、生産向上に向けた生産資材(椎茸乾燥機、林内作業車、原木等の購入)を整備する場合

■治山・林道、林業作業道に関する事業

- ○森林について間伐等の整備を行う予定で、林道や、林業作業道がない場合
- ○林道や林業作業道はあるが、舗装されていないため作業に支障のある場合
- ○土砂崩れ等被害が予想される箇所がある場合

■竹林整備に関する事業

- ○竹林を整備して、たけのこや竹材生産を行いたい場合
- ○伐採した竹をチップ化して、竹山の再生や肥料等リサイクルを考えている方
- ※各事業に関する詳細はお問い合わせください。必要に応じて職員が現地調査を行います。相談は 随時受け付けていますが、平成25年度林業事業計画への反映は、10月31日(水)までに受け付け したものとさせていただきます。

問い合わせ 林業水産課 ☎0978-72-5198

国見総合支所 地域産業建設課 ☎0978-82-1114 武蔵総合支所 地域産業建設課 ☎0978-68-1113 安岐総合支所 地域産業建設課 ☎0978-67-1116